

8 東彼杵町規則第 19 号

東彼杵町情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 15 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

東彼杵町情報公開条例施行規則（平成１３年規則第８号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（公文書の公開請求書の記載事項） 第２条 （略） ２ 条例第８条第３号に規定する町長が定める事項は、<u>閲覧、写しの交付又は電磁的記録による交付の区分</u>とする。 〔削除〕 〔削除〕 （公開の諾否の決定等の通知） 第３条 条例第９条第３項<u>又は第６項</u>の規定による通知は、公文書公開決定期間延長等通知書（様式第２号）により行うものとする。 ２ （略） （公開の方法等） 第４条 （略） ２～４ （略） ５ <u>電磁的記録の公開は、次に掲げる方法により行う。</u> （１） <u>当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴</u> （２） <u>当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付</u> （３） <u>当該電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付</u> ６ <u>条例第１２条第２項に規定する公文書の写しの交付に要する費用の</u>	（公文書の公開請求書の記載事項） 第２条 （略） ２ 条例第８条第３号に規定する町長が定める事項は、<u>次のとおり</u>とする。 （１） <u>閲覧又は写しの交付の区分</u> （２） <u>請求者の区分</u> （公開の諾否の決定等の通知） 第３条 条例第９条第３項_____の規定による通知は、公文書公開決定期間延長__通知書（様式第２号）により行うものとする。 ２ （略） （公開の方法等） 第４条 （略） ２～４ （略） 〔新設〕 〔新設〕

額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、写しの送付を要した場合、その費用は実費とする。

7 前項の費用は、公文書の写しの交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(公文書の検索資料)

第5条 条例第15条に規定する公文書の公開に必要な資料は、文書分類表その他町長が定めるものとする。

(公文書の公開の実施状況の公表)

第6条 条例第17条の規定による公文書の公開の実施状況の公表は、次の各号に掲げる事項について、前年度の実施状況を明らかにするものとする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

別表 (第4条関係)

区分	交付媒体の種類		単位	金額
写しの作成	用紙 (日本工業規格 A列3判まで)	白黒	1枚	30円
		カラ	1枚	70円
		二		
	光ディスク		1枚	100円
	上記以外		二	実費相当分
写しの送付	二		二	送料及び梱包等必要な費用の実費相当分

備考

[新設]

(公文書の検索資料)

第5条 条例第16条に規定する公文書の公開に必要な資料は、文書分類表その他町長が定めるものとする。

(公文書の公開の実施状況の公表)

第6条 条例第18条の規定による公文書の公開の実施状況の公表は、次の各号に掲げる事項について、前年度の実施状況を明らかにするものとする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

[新設]

<u>1 写しの作成において、1 枚の用紙に両面複写をした場合の費用につ</u> <u>いては、2 枚として計算する。（カラーについては、両面複写を行わな</u> <u>い）</u>
<u>2 図面等の写しの作成を業者に委託した場合の費用については、その</u> <u>委託の額とする。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。